## 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名 特定非常种种性人TABLE FOR TWO International 実績判定期間 平成31年1月1日~ 令和5年12月31日

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数 チェック 欄 が年平均 100 人以上であること

#### 【留意事項】

- 事業者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな事業者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

		<b>a</b>	<b>©</b>	©	<b>@</b>	©	Ð
実績判定 期間内の	自	平成31 年1 月1 日	令和2年1月1日	令和3年1 月1 日	令和4年1月1日	令和5年1月1日	年 月 日
各事業年度	至 \$和1年12 月31日		令和2年12月31 日	令和3年12月31日	令和4年12月31日	令和5年12月31 日	年月日
年3,000 円以上の寄附者 の数(※)が100 人以上で ある		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

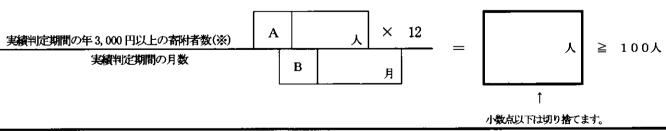
#### 【寄附者名簿チェック欄】

- **図 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみ**を数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

### 上記の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度があ る場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄	<b>a</b>	(a) (b) (c) (d)		<b>a</b>	e	Ð	合計		
附者の数(※)	人	人	人	人	人	人	Α	٨.	
	В	月							



#### (注意事項)

実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初 めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2衰以下についても同様です。)。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附 者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

# 認定基準等チェック表 (第2表)

人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO Intern	national	1	チェック欄
実績判	定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が	 5 0 %未満であること	1
員を口れ産(おりの注特のの注)	場等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供 国互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員ないで行われるもの等を除く。) 場等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、領 準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の領 譲渡等を除く。) 事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に この著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、この者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	等で、特定の問題では、基づいます。	ある活動(資産の譲渡等のうの地域に居住し又は事務所での者である活動(会員等に対 く地域をいいます。 を研究、情報提供その他の記	ち対価 - の他こ 対する資
•		-	実績判定期間	]
<del>-</del> j-	····································	1	(指標 ) 871,009,190 円	]
① <i>o</i>	)うちイ〜ニの活動に係る金額等	2	0 円	]
	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。) に係る金額等	<b>a</b>	0 円	
1	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等	Ф	0 円	
п	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	0円	
^	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<b>a</b>	0円	
11	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 める活動に係る金額等	e	0円	
	合 計 (@+(b)+(c)+(d)+(e)	Ð	0円	<b>□</b> □2 ·
基準	きとなる割合 (②÷①)	3	0%	]

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

# 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International チェック 欄 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	<del>'</del>	0	2	3	<b>④</b>	5
<b>a</b>	平成31年 1月1日~ 令和1年12月31 日	6人	0人	0%	0人	0%
0	令和2年 1月1 日~ 令和2 年 12月31 日	5人	0人	0%	0人	0%
0	令和3年 1月1 日~ 令和3 年 12月31 日	5人	0人	0%	0人	0%
<b>a</b>	令和4年 1月1 日~ 令和4 年 12月31 日	5人	0人	0%	0人	0%
e	令和5年 1月1 日~ 令和5 年 12月31 日	5人	0人	0%	0人	0%
Ð	年月日~年月日	J	人	%		%
申	請時	5人	0人	0%	0人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び5については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	<b>6</b>	©	<b>a</b>	e	Œ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いた	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 改めて記載する必要はありません。

/\							
項目	<b>a</b>	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	£ ( )	the Contract of the Contract o	É É		£ ( )	はいいえ	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	ががい	はいいえ	はいない	はかない	はかない	はい ・ いいえ	はいいは

# ④ 鉄当する項目を〇で囲み、監査配明書又は第3表付表2「観測組織の状況」を添付してください。

=

項目	<b>a</b>	<b>©</b>	©	<b>@</b>	e	Œ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有無	有無	有無	有無	有無	有・無	有無

# (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記 載 要 領	注意事項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	1 1 111
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間 (「@」から「①」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査 法人の監査を受けている」の「はい」 に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及 び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間 (「@」から「①」)を示したものです。	

# 記載要領の補足

○ 二において、「**費**途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その**費途を確認**することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその**費**途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「**費途**が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	<b>a</b>	6	©	0	©	Ð	申請時
役	<b>人</b>	6人	5人	5人	5人	5人	人	5人
	最も人数が多い「親族等」のグルー D人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
又的	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

			役員の	内	訳						
							就(	£ 等	の	状	兄
氏 名	住 所	職名	続柄等	<b>a</b>	<b>6</b>	©	<b>a</b>	e	<b>①</b>	申請時	就任・退任 年月日
小暮 真久		理事									平成 26 年 3 月
				0	0	0	0	0		0	11 日就任
渡辺 伸行		監事		0	0		0	0		0	平成 26 年 3 月
						0					11 日就任
安東 迪子		理事									平成 30 年 3 月
				0	0						26 日就任
				)							令和2年3月
******************							ļ	<b></b>			19 日退任
黒松 敦		理事									平成30年3月
				0	0	0	0	0		0	26 日就任
古森 剛		理事									平成30年3月
				0							26 日就任
											令和1年12月
											20 日退任
佐藤 俊司		理事		0		0				0	平成30年3月
						<u> </u>					26 日就任
牧 辰人		理事						1			平成30年3月
				0	0	0	0	0		0	26 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名		特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International								
伝	票 又	は帳	簿	名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間			
総勘定元帳	ī,				会計ソフト (会計王)	都度	7年			
					ルーズリーフ					
<b>仕訳日記帳</b>				会計ソフト (会計王)	都度	7年				
					ルーズリーフ					
現金出納帳	Š				エクセル	都度	7年			
					ルーズリーフ					
給料一覧表	ŧ				給与ソフト(A-SaaS)	月1回	7年			
					データ保管		-			
							:			

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	チェック 欄
	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること 数活動又は政治活動等を行っていないこと	1

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

<u> </u>								
項	III	<b>a</b>	<b>(b)</b>	©	<b>@</b>	e	Œ	申請時
宗教の教義を広め、 <b>機式</b> 教化育成する活動	を行い、及び信者を	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、 反対する活動	支持し、又はこれに	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若し は政党を推薦し、支持し する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

申請時 (a) **(b)** (C) **a (e) (D)** 項 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す 有・無 有・無 有・(無) 有・鬱 有・無 有・無 有・無 る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有・無 有・€ 有・€ 有・€ 有・(無) 有・無 有・(無) 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有・無 有・無 有・傷 有・無 🗐 有・無 有・無 有・(無) 有無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/\

項目	目 実 <b>領</b> 判定					
事業費の総額	1	871,009,190 円				
特定非営利活動に係る事業費の額	2	871,009,190円				
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%				

注・「ハ」について、事業費以外の指 機により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載 してください。

使用した指標	単位

 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

=

項目	実績判定期間				
受入寄附金総額	1	752,276,780 円			
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	752,276,780 円			
受入新附金の充当割合 (②÷①)	3	100%			

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額

- 「認定基準等チェック表 (第4表 次葉)」(ハ及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に は記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

# 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名

#### 特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

# イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

_1	仅只*	守に刈りるも	るとこれでは、	)文紹の状況(ロ	を除く。)		
	氏	名	職名	法人との <b>関係</b> (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
					報酬	平成31年1月1日~	5,850,000円
						令和2年4月20日	
					報酬	平成31年1月1日~	9,121.250円
						令和2年4月20日	
L							
L							
							•
-							
_							
$\vdash$							
1							

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 平成31年 1月 1 日 ~ 令和6 年 10 月10日

給	与	を	得	た	職	員	Ø	総	数	左	記	の	職	員	łΞ	対	す	る	給	与	総	額
					,			15	人										·	18	81,9	52,782 円

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

#### 特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係<sup>(注)</sup> にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(<u>実績判</u> 定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下 の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡 価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
	·			円	
				円	
				円	
	-			円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	<b>貸</b> 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
		金銭	平成19年 11月6日	10,500,000 円	金銭消費貸借契約書に 基づく
			-	円	
			, <u> </u>	円	
				円	
				円	
				円	_
		·		円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3)	役務の提供	(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その	)他	の	取	引	条	件	等
別紙				円								
				円								
				円								
				円								
				円								
				円			•					
				円								
				円								
				円								
				円								

2	役員の選任その他当法人の財産の	)運用及び事業の運営に関する	抑
_			۰

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください	<b>\</b> ,)
亥当な ]	

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

124 O 1 C 141 14 187				
支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		31.01.23	2,069,656 円	食糧支援活動
		31.04.17	6,784,530円	農業支援活動
		31.04.17	47,755,901円	学校給食
		01.05.20	2,419,848 円	学校給食、学校菜園
		01.07.17	17,486,259円	学校給食
		01 11 10	18 010 F83 TD	<i>≥</i> 2444444
		01.11.13	17,612,571円	学校給食
		01.12.26	27,650,000円	食糧支援活動

02.01.31	2,343,282 円	食糧支援活動
02.03.26	51,956,955 円	学校給食
02.03.26	33,619,857 円	学校給食
02.05.29	2,092,310 円	学校給食・学校菜園
02.05.29	19,565,028円	学校給食
02.05.29	6,453,705円	農業支援活動
02.10.29	19,000,774 円	学校給食
03.01.29	1,057,784 円	食糧支援活動
03.04.09	10,269,861 円	学校給食
03.04.09	27,473,367円	学校給食
03.04.14	6,633,144円	農業支援活動
03.04.20	2,209,460円	学校給食・学校菜園
03.05.27	1,101,600円	農業支援活動
03.06.25	1,124,928 円	農業支援活動
03.07.07	16,998,653 円	学校給食
	+	学校給食

03.07.07	1,058,870円	農業支援活動
	00 001 T00 [T]	254.54A A
03.11.01	33,261,700円	学校給食
03.11.16	17,570,446円	学校給食
04.01.31	1,505,224 円	食糧支援活動
04.01.01	2,000,22117	NIBA ZAIDA
		N. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
04.05.17	11,608,839 円	学校給食
04.05.17	22,720,751 円	学校給食
		Wilder C
04.05.18	22,497,173円	学校給食
04.05.18	6,157,476円	農業支援活動
04.05.18	2,215,610円	農業支援活動
04.05.20	2,309,890 円	学校給食・学校菜園
04.05.20	8,264,400 円	食糧支援活動
04.00.20	0,201,100   1	Zisa (Kilaw)
		i
04.11.10	25,706,092 円	学校給食
V1.11.10	20,100,002 (1	. 101111
05.02.01	1,692,072 円	食糧支援活動
05.05.19	25,873,520 円	学校給食
		ath Michael (D) we at I
05.05.19	5,272,750 円	農業支援活動
05.05.19	2,230,560 円	農業支援活動
05.05.19	2,230,560円	農業支援活動
05.05.19 05.05.19	2,230,560 円	農業支援活動 学校給食・学校菜園

05.11.16	9,495,850円	学校給食
05.11.16	41,269,210 円	学校給食
05.11.16	28,273,085 円	学校給食
05.11.30	3,617,040円	食糧支援活動
06.01.31	1,625,904 円	食糧支援活動
06.05.07	5,863,900 円	農業支援活動
06.05.20	27,096,630 円	学校給食
06.05.20	2,353,650 円	農業支援活動
06.05.20	2,442,960 円	学校給食・学校菜園

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

役務の提供(施	段の利用等を	含む。)			
販引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件
		業務委託 (支援先プ	平成31年1		業務委託契約に基づく
		ロジェクト管理)	月1日~令	0 000 000 TI	
			和1年12月	3,000,000 円	
			31 日		
		講演謝金	令和1年9	108,000円	講演依頼に基づく
			月4日	100,000 [7]	
		業務委託(支援先プ	令和2年1		業務委託契約に基づく
		ロジェクト管理)	月1日~12	1,200,000円	
			月31日		
		講演謝金	令和2年10	30,000 円	講演依頼に基づく
			月13日		
		業務委託(支援先プ	令和3年1 -		業務委託契約に基づく
		ロジェクト管理)	月1日~12	1,800,000 円	
		mate had made to the	月31日		
		講演謝金	令和3年10	9,200 円	講演依頼に基づく
		Westers a Chalstel - 2	月28日		alleでもってきかん)。 ナナーツ と
		業務委託(支援先プ	令和4年1	1 000 000 [7]	業務委託契約に基づく
		ロジェクト管理)	月1日~12	1,800,000 円	
		<del>-14×25-24+</del>	月31日		<b>建炉は高い甘べ</b> ノ
		講演謝金	令和4年5 月18日	33,000 円	講演依頼に基づく
		講演謝金	令和4年10		講演依頼に基づく
		神伊附並	月5日	99,000 円	神伊水根に基づく
		講演謝金	令和4年10		講演依頼に基づく
		<b>叶</b> 凤柳亚	月11日	33,000円	<b>研究</b> [[[]
		講演謝金	令和4年10		講演依頼に基づく
		HAINMING.	月16日	4,600円	WITH PARTY COME IN THE
		講演謝金	令和4年10		講演依頼に基づく
		MIASAMAT-R-	月18日	165,000円	
		講演謝金	令和4年11		講演依頼に基づく
			月4日	38,500 円	<u> </u>
		講演謝金	令和4年11	20.000 =	講演依頼に基づく
			月29日	33,000 円	
		講演謝金	令和4年12	33,000 円	講演依頼に基づく
			月5日	33,000 F3	
		講演謝金	令和4年12	33,000円	講演依頼に基づく
			月9日	33,000	
		講演謝金	令和4年12	33,000 円	講演依頼に基づく
			月14日		<u> </u>
		業務委託(支援先プ	令和5年1		業務委託契約に基づく
		ロジェクト管理)	月1日~12	1,800,000円	
		THE NAME A	月31日		
		講演謝金	令和5年3	38,500円	講演依頼に基づく
			月5日		546 144 / Lators - 440 - 10 2
		講演謝金	令和5年11	PP 000 FT	講演依頼に基づく
			月28日	55,000円	

			1
講演謝金 令和6年1 月26日	22,000円	講演依頼に基づく	

# 認定基準等チェック表 (第5表)

# 法人名 特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

チェック欄

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること



- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

れを	に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 その事務所において閲覧させることに同意する。								
※同	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。								
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10丿								
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)								
1	② 役員名簿								
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)								
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 								
¤	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類								
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類								
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程								
	次の事項を記載した書類								
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項								
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項								
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項								
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引								
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら								
	の者と特殊の関係のある者との取引								
ホ	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該活								
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその記								
	附金の額及び受領年月日								
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況								
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (b に係る部分を除く。)								
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項								
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日								
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
^	   助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し								

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利括動法人 TABLE FOR TWO International

# 認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (a) **(D)** (C) **e ( @** 無 有・無 有・無 有 有 · 無 有・無 有・無

## 認定基準等チェック表 (第7表)

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

	<b>a</b>			<b>ⓑ</b>	)		©		<b>@</b>			e			<b>①</b>		申	請	時	
有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	٠	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	無	有	•	<b>(#)</b>	

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

# 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した	日を含む事	業年度0	D初日	において	、その設立の日は	以後1年を	超える其	間が経	<b>過し</b>	チェック欄
事業年度	月	日~	月	B	設立年月日		年	月	日	

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 欠格事由チェック表

法人名 特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International チェック欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法 人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消され た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特 例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな い者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若 しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 - 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認 定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並び に関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 有・無 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無 П 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 有・無 年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す 有・無 る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 有・無 =暴力団の構成員等の有無 2 はい・いいえ 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 はい・いいえ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 4 はい・いいえ しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所**轄段務署長等から交付を受けた射税証明書** 独付 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る制税証明書を添付すること 書類 ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はい・いいえ 次のいずれかに該当する法人 1 暴力団 はい・いいえ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 はい・いいえ

# 寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

事業名 日本国内外にて寄 付金を集め、び外のでは、対 の支援を要するはでは、対 を要するでは、対 を要するできるできるできるできるできるできます。 はないのでは、対 はないでは、対 はないではないでは、対 はないではないでは、対 はないではないでは、対 はないではないでは、対 はないではないでは、対 はないではないでは、対 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	飲食店、国際会議の会場 にて提供したヘルシーメ ニュー等の売上の一部を 寄付金として集め、開発 途上国にて学校給食を配 布する提携機関へ送金し	実施予定 月 通年	実施場所を乗り所の所のスジピ企体業スン・手が外国業イサラの団をリンス	従事者の 予定人数 20人	受益対象者の 範囲及び予定 人 数 開発途上国 の子ども、農 業従事者 22,000 人	寄附金充当 予 定 額 147,967 千円
社員食堂、外食産業において健康的な食事の評価、承認、指導、および啓蒙に関する事業	世界の食料事情や、肥満・生活習慣病予防のための健康的な食事メニューの研究・調査を行い、参加企業やその従業員への啓発活動を行う。また、ウェブサイト等を通じ健康的な食事や食生活についての情報発信を行う。	通年	の会議場・主務の所・サントのでは場合を持続していません。	25 人	該当する企 業の食 ラスト 利用者、 ント参加者 150人	-